

公立大学法人青森県立保健大学組織規則

平成 20 年 4 月 1 日

規 程 第 4 号

(最終改正 令和 5 年 11 月 17 日)

目次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 法人の業務 (第 3 条)

第 3 章 役員 (第 4 条)

第 4 章 役員会、経営審議会及び教育研究審議会 (第 5 条～第 7 条)

第 5 章 教育研究組織

第 1 節 青森県立保健大学 (第 8 条)

第 2 節 附属施設 (第 9 条～第 13 条)

第 3 節 審議機関等 (第 14 条～第 20 条)

第 4 節 職制 (第 21 条)

第 5 節 職務等 (第 22 条～第 38 条)

第 6 章 事務局

第 1 節 組織及び分掌事務 (第 39 条～第 40 条の 2)

第 2 節 職制 (第 41 条)

第 3 節 職務等 (第 42 条～第 50 条)

第 7 章 雑則 (第 51 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、公立大学法人青森県立保健大学（以下「法人」という。）の業務を適正かつ効率的に遂行するため、法人の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(この規則の規定の範囲)

第 2 条 前条の組織を構成する機関の設置、内部組織、事務分掌等については、この規則により定める。

2 臨時又は暫定的事務でこの規則で定める組織により処理することが適当でないと認められるものに係る組織については、前項の規定にかかわらず、別に定めることがある。

第2章 法人の業務

(法人の業務の範囲等)

第3条 法人は、次の業務を行う。

- (1) 青森県立保健大学（以下「大学」という。）を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域の生涯学習の充実に資する公開講座の開設等学生以外の者に対する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献すること。
- (6) 前各号の業務に付帯する業務を行うこと。

第3章 役員

(役員)

第4条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置く。

- 2 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌握し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理するとともに、所掌する担当業務について整理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、法人が次に掲げる書類を青森県知事（以下、「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他青森県の規則で定める書類
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

第4章 役員会、経営審議会及び教育研究審議会

(役員会)

第5条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

2 役員会の議事の手続その役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(経営審議会)

第6条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究審議会)

第7条 法人に大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教育研究組織

第1節 青森県立保健大学

(大学の名称、学部、学科等)

第8条 大学は、高度の専門的知識と技術を備え、保健医療・福祉の連携・協力に向けて、社会の幅広い領域で中核的な役割を果たすことのできる優れた人材を育成し、もって地域の人々の健康及び福祉の向上に寄与する。

2 大学の名称、学部及び研究科並びに学科及び専攻等は、次のとおりである。

名称	学部及び研究科	学科及び専攻等
青森県立保健大学	健康科学部	看護学科
		理学療法学科
		社会福祉学科
		栄養学科
		健康科学総合教育部門
大学院	健康科学研究科	健康科学専攻

第2節 附属施設

(附属図書館)

第9条 大学に、附属図書館を置く。

(附属の教育施設)

第10条 大学に、キャリア開発センター（以下「キャリアセンター」という。）を置く。

(附属の教育施設の分掌事務)

第11条 キャリアセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

ア 学生のキャリア形成支援に関すること。

- イ 学生等の就職・進学支援及びその環境の整備に関する事。
- ウ その他学生・卒業生等のキャリア開発と基盤の整備に関する事。
- エ 地域定着枠に係る学生の育成支援及び地域との連携・調整に関する事。
- オ その他学生等の地域定着推進に関する事。
- カ 保健医療福祉分野の研修を含む生涯学習に関する事。
- キ その他保健医療福祉分野のキャリア開発に関する事。

(附属の研究施設)

第12条 大学に、ヘルスプロモーション戦略研究センター（以下「研究センター」という。）を置く。

(附属の研究施設の分掌事務)

第13条 研究センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- ア 研究推進及び研究倫理に関する事。
- イ 知的財産及び共同研究等に関する事。
- ウ 学術集会等の開催に関する事。
- エ 外部研究資金に関する事。
- オ 地域連携及び地域貢献活動に関する事。
- カ 公開講座等の普及啓発に関する事
- キ ヘルスリテラシー推進活動に関する事。
- ク 本学で刊行する出版物に関する事。
- ケ 国際交流及び推進基盤の整備に関する事。

第3節 審議機関等

(研究科委員会)

第14条 健康科学研究科（以下「研究科」という。）に、研究科の重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

(教授会)

第15条 健康科学部（以下「学部」という。）に、学部の重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(学部運営連絡会議)

第16条 学部に、学部の重要な事項について総合的な連絡調整を図るため、学部運営連絡会議を置く。

第17条 (削除)

(学科運営会議等)

第18条 学部に、学科及び健康科学総合教育部門の重要な事項について連絡調整を図るため、それぞれ運営会議を置くことができる。

第19条 (削除)

(各種委員会)

第20条 大学に、特定の分野に関する重要な事項を調査し、又は審議するため、委員会を置くことが

できる。

2 前項の委員会に関する事項は、理事長が別に定める。

(教員会議)

第20条の2 大学に、学内の全体的な連絡調整を図るため、教員会議を置く。

第4節 職制

(職制)

第21条 大学に学長のほか、副学長、研究科長、学部長、学生部長、附属図書館長、キャリア開発センター長（以下「キャリアセンター長」という。）、ヘルスプロモーション戦略研究センター長（以下「研究センター長」という。）、学科長及び健康科学総合教育部門長並びに教授、准教授、講師、助教、助手、特任教授及び特任准教授その他必要な教員を置く。

2 前項に規定するもののほか、学長特別補佐を置くことができる。

第5節 職務等

(学長)

第22条 理事長は、学長となるものとする。

2 学長は、校務を掌理し、所属職員を統督する。

(副学長)

第23条 副学長は、大学の教授をもって充て、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(研究科長)

第24条 研究科長は、研究科において特別研究又は課題研究を担当する教授をもって充て、学長の命を受け、研究科に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(学部長)

第25条 学部長は、学部の教授をもって充て、学長の命を受け、学部に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(学生部長)

第26条 学生部長は、大学の教授をもって充て、学長の命を受け、学生に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(学科長)

第27条 学科長は、学部の教授をもって充て、学部長の命を受け、学科を代表し、次に掲げる事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(1) 学科の総括に関すること。

(2) 学科運営会議を主宰し、学科の運営に関するとりまとめを行うこと。

(3) 他学科等との連絡調整に関すること。

(4) その他学科に関すること。

(健康科学総合教育部門長)

第27条の2 健康科学総合教育部門長は、学部の教授をもって充て、学部長の命を受け、健康科学総

合教育部門を代表し、所属職員を指揮監督する。

(附属図書館長)

第28条 附属図書館長は、大学の教授をもって充て、学長の命を受け、附属図書館に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(キャリアセンター長)

第29条 キャリアセンター長は、大学の教授をもって充て、学長の命を受け、キャリアセンターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第30条 (削除)

2 (削除)

(研究センター長)

第31条 研究センター長は、大学の教授をもって充て、学長の命を受け、研究センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第32条 (削除)

2 (削除)

(教授)

第33条 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(准教授)

第34条 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(講師)

第35条 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(助教)

第36条 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(助手)

第37条 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(特任教授及び特任准教授)

第37条の2 特任教授及び特任准教授は、学生を教授し、又は研究に従事するほか、理事長が必要と認めて指示したことに従事する。

(学長特別補佐)

第37条の3 学長特別補佐は、学長が指示する特定の事項を担当し、課題解決のために必要な業務に従事する。

(副学長等の選考等)

第38条 副学長、研究科長、学部長、学生部長、附属図書館長、キャリアセンター長、研究センター

長、学科長、健康科学総合教育部門長及び学長特別補佐（以下「副学長等」という。）は、学長が選考する。

- 2 副学長等の任期は、2年（学長特別補佐は1年以内）とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期が終了するときは、副学長等の任期も終了するものとし、学長が任期満了前に辞任した場合又は欠員となった場合の副学長等の任期の終期は、新学長が就任するまでとする。

第6章 事務局

第1節 組織及び分掌事務

（組織）

第39条 大学の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に室及び課を置く。

（分掌事務）

第40条 事務局に置く室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 経営企画室

- ア 法人の組織運営に関すること。
- イ 法人の組織目標に関すること。
- ウ 法人の運営に係る重要事項の企画立案及び総合調整に関すること。
- エ 法人の人事、給与及び服務等に係る制度設計に関すること。
- オ 定款及び諸規程の制定及び改廃に関すること。
- カ 法人の評価に関すること。
- キ 法人の予算に関すること。
- ク 事務局職員の人事に関すること。
- ケ 法人の広報に関すること。
- コ 法人の情報システムに関すること。

(2) 総務課

- ア 教員の人事に関すること。
- イ 給与の支給に関すること。
- ウ 経理に関すること。
- エ 契約に関すること。
- オ 決算に関すること。
- カ 旅費の支給に関すること。
- キ 備品管理に関すること。
- ク 施設管理に関すること。
- ケ 健康管理に関すること。
- コ 庶務に関すること。

(3) キャリア開発・研究推進課

- ア キャリアセンターに関する事。
- イ 研究センターに関する事。
- ウ 科学研究費助成事業に関する事。

(4) 図書課

- ア 附属図書館に関する事。

(5) 教務学生課

- ア 教授会、学部運営連絡会議等に関する事。
- イ 大学の教務事務に関する事。
- ウ 文部科学省等への諸届出に関する事。
- エ 入学事務に関する事。
- オ 学則の制定及び改廃に関する事。
- カ 学生の募集に関する事。
- キ 学生の身分取扱に関する事。
- ク 学生の指導に関する事。
- ケ 学生の福利厚生に関する事。
- コ その他学生に関する事。

(事務局職員会議)

第40条の2 事務局に、事務局における適正な業務運営と職員の資質向上を図るため、事務局職員会議を置く。

第2節 職制

(職制)

第41条 事務局に局長、室長、課長、その他必要な職員を置く。

第3節 職務等

(局長)

第42条 局長は、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(室長)

第43条 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(課長)

第44条 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第45条 (削除)

(課長代理)

第46条 課長代理は、上司の命を受け、課長を補佐し、課の事務を整理するとともに課の分掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

(総括主幹)

第47条 総括主幹は、上司の命を受け、室又は課の分掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

(主幹)

第48条 主幹は、上司の命を受け、室又は課の分掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

(主査)

第49条 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

(主事)

第50条 主事は、上司の命を受け、事務を処理する。

第7章 雑則

(雑則)

第51条 この規則に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(青森県立保健大学研究科入学試験委員会規程の一部改正)

2 青森県立保健大学研究科入学試験委員会規程（平成20年規程第11号）の一部を次のように改正する。

第11条中「教務課」を「教務学生課」に改める。

(公立大学法人青森県立保健大学危機管理規程の一部改正)

3 公立大学法人青森県立保健大学危機管理規程（平成20年規程第12号）の一部を次のように改正する。

第12条中「総務課」を「経営企画室」に改める。

(青森県立保健大学学生募集対策委員会規程の一部改正)

4 青森県立保健大学学生募集対策委員会規程（平成20年規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第11条中「学生課」を「教務学生課」に改める。

(青森県立保健大学大学院研究科委員会規程の一部改正)

5 青森県立保健大学大学院研究科委員会規程（平成20年規程第15号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教務課」を「教務学生課」に改める。

(青森県立保健大学拡大教授会規程の一部改正)

6 青森県立保健大学拡大教授会規程（平成20年規程第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教務課」を「教務学生課」に改める。

(青森県立保健大学学部運営連絡会議規程の一部改正)

7 青森県立保健大学学部運営連絡会議規程（平成20年規程第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教務課」を「教務学生課」に改める。

(青森県立保健大学教務委員会規程の一部改正)

8 青森県立保健大学教務委員会規程（平成20年規程第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第11条中「教務課」を「教務学生課」に改める。

(青森県立保健大学人間総合科学科目運営委員会規程の一部改正)

9 青森県立保健大学人間総合科学科目運営委員会規程（平成20年規程第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第11条中「教務課」を「教務学生課」に改める。

(公立大学法人青森県立保健大学文書取扱規程の一部改正)

10 公立大学法人青森県立保健大学文書取扱規程（平成20年規程第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第6条第1項、第13条第1項、第19条、第20条、第21条第2項、第28条第1項及び第2項並びに第29条中「総務課」を「経営企画室」に改める。

(公立大学法人青森県立保健大学公印取扱規程の一部改正)

11 公立大学法人青森県立保健大学公印取扱規程（平成20年規程第46号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務課」を「経営企画室」に改める。

(公立大学法人青森県立保健大学職員安全衛生管理規程の一部改正)

12 公立大学法人青森県立保健大学職員安全衛生管理規程（平成20年規程第78号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総務課」を「経営企画室」に改める。

(公立大学法人青森県立保健大学職員旧姓使用取扱規程の一部改正)

13 公立大学法人青森県立保健大学職員旧姓使用取扱規程（平成20年規程第94号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務課」を「経営企画室」に改める。

(青森県立保健大学転学科取扱規程の一部改正)

14 青森県立保健大学転学科取扱規程（平成20年規程第108号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第3項及び第4項中「教務課」を「教務学生課」に改める。

(青森県立保健大学大学院転領域取扱規程の一部改正)

15 青森県立保健大学大学院転領域取扱規程（平成20年規程第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第3項及び第4項中「教務課」を「教務学生課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月17日から施行する。